

競争参加資格の確認に係る注意

競争参加申請に伴う誓約事項

競争参加資格申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなします。申請の際は、競争参加資格を確認してください。

誓 約 事 項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）第3条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 大和市条件付一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第5条の要件を満たしていること。
- (3) 公告日現在、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による指示又は営業停止の処分を受けていないこと。
- (4) 公告日前2年以内に銀行又は電子交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (5) 公告日前6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者であって、当該手続開始の決定後に入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (6) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 本公告の2の(7)から(11)の要件をいずれも満たしており、大和市暴力団排除条例の主旨に基づき市の取り組みに協力すること。
- (8) 入札参加資格要件（登録業種、総合評定値、建設業許可、地域区分、現場代理人、技術者、元請施工実績及びその他の条件）について、説明書に規定する要件を満たしていること。
- (9) 競争参加確認申請期間内に設計図書を取得していること。この場合において、取得した設計図書を他人に譲渡、販売又は貸与してはならない。
- (10) その他説明書に規定する条件を満たしていること。

発注工事の適正な施工について

大和市 契約検査課

本市から受注した建設工事を施工するにあたり、建設業法（以下「業法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）その他関係法令等の規定はもとより、本市契約規則等の諸規定及び工事請負契約約款等の規定を遵守し、適正な施工を確保するとともに、次の事項に十分注意するようお願いいたします。

1 市内企業の活用

本市から直接建設工事を請け負った建設業者は、その工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる（以下「下請」という。）場合及び工事用材料等を購入する場合には、可能な限り本市内の企業を優先してください。

2 適正な評価に基づく下請業者の選定

「下請」により工事を施工する場合、その選定にあたっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、次の事項を的確に評価し、優良な業者を選定してください。

- （１）施工能力
- （２）経営管理能力
- （３）雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- （４）労働福祉の状況
- （５）関係企業との取引状況

3 適正な下請契約の締結

「下請」により工事を施工する場合、次の事項を遵守してください。また、工事内容、工期又は工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとし、下請業者に対しても同様の指導を行ってください。

- （１）建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容をもつ契約書を作成し、下請契約を締結すること。〔業

法第19条]

(2) 契約の当事者は対等な立場で十分協議のうえ、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

(3) 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件、建設労働者の賃金等を反映した合理的なものとする。

下請代金の見積りにあたり、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際には、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定されたものであるため、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれていないことに留意し、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。

また、消費税相当分を計上すること。

(4) 請負価格の決定は、見積り及び協議を行う等の適正な手順によること。

(5) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。(契約内容に変更が生じた場合は、協議のうえ、契約金額の増額及び減額の変更を行うこと。)

(6) 下請契約の締結後、工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定するなど、強制的に購入させないこと。

4 代金支払等の適正化

下請業者に対する請負代金の支払時期及び方法等については、次の事項を遵守してください。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準ずるものとしてください。

(1) 元請業者は、市から出来高部分に対応する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その日から1箇月以内のできる限り短い期間内に、その支払の対象となった工事を施工した下請人に対し、支払を受けた額に相応する下請代金を支払うこと。

(2) 下請代金の支払は、出来る限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。

- (3) 手形期間は60日以内で、出来る限り短い期間とすること。
- (4) 前払金の支払を受けたときは、下請業者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。

特に、本市において、工事の円滑な推進を図る上で前金払制度を設けており、その趣旨を踏まえ、下請業者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。
- (5) 建設工事に必要な資材をその建設工事の元請業者から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。
- (6) 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、再下請業者、労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。

5 適正な施工体制の確保

(1) 施工体制の把握

業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備することにより、的確に建設工事の施工体制を把握しなければなりません。〔業法第24条の8第1項及び第4項〕

なお、入契法において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しに下請契約の請負代金の額を明示した請負契約書を添付して発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられているので、遵守するよう徹底を図ってください。〔入契法第15条第1項〕

また、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならず、さらに、発注者から、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒むことはできません。

(2) 一括下請負の禁止

一括下請負は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招く恐れがあること、

実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有します。このため、公共工事につきましては、入契法において、一括下請負が全面的に禁止されています。

また、不必要な重層下請は、種々の弊害を有するので行わないでください。

なお、一括下請負の禁止に違反した場合には、当該下請工事の元請負人だけでなく、下請負人も監督処分の対象となります。

6 技術者の適正な配置

- (1) 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることがないように、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置をしてください。
特に、監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守してください。
- (2) 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。
- (3) 専門工事のうち、建築大工、建築板金、とび、左官、型枠施工、鉄筋施工、防水施工、配管、内装仕上げ施工、塗装、造園等については、職業能力開発促進法第44条の規定に基づく「技能検定合格者」の使用の促進に努めてください。また、建設業法施行規則第18条の3の規定に基づく、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能を有する「登録基幹技能者」の使用の促進に努めてください。

7 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、労働条件等を明示した雇用に関する文章（雇用通知書）を交付する等雇用・労働条件の改善・安全・衛生の確保、福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理など必要な事項について措置してください。

また、元請業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働

安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、その建設工事のすべての下請業者が行われなければならない必要な事項について、指導、助言その他の援助を行ってください。

8 元請業者の指導責任

元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ下請業者の意見を聴き、元請業者・下請業者との堅密な連絡・協調の体制を整え、建設工事の円滑かつ適正な施工の確保に努めてください。

また、元請業者は、当該工事について総合的管理監督機能を担うとともに、請負契約に基づき、工事の完成についての全ての責任がありますので、当該工事に係るすべての下請業者に対し、関係法令を遵守するよう指導してください。

9 下請工事の検査及び目的物の引き渡し

元請業者は、下請工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から20日以内で、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、その下請工事の目的物の引き渡しを受けなければなりません。

10 建設業退職金共済制度の推進

受注業者においては、建設業退職金共済制度の趣旨を理解され、特段の事情のある場合を除き、下請負業者等も含めて原則として本制度に加入するとともに、被共済者である建設労働者に、共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に購入及び貼付されるようにしてください。

最低制限価格設定の改正について

R 6 . 4 契約検査課

○工事の入札における最低制限価格算出について「中央公契連モデル」を引き続き採用する。

中央公契連モデルとは、新技術の導入やコスト縮減の工夫による効果を反映するために、直接工事費や共通仮設費は、応札者の平均的な値に見直し、現場管理費や一般管理費等の諸経費についても工事実施上最低限度必要と考えられる額として価格を設定しています。

- ① **直接工事費** ～ 工事そのものに直接かかる費用で、材料費、労務費、直接経費（水道光熱電力料、機械使用料、特許使用料）など
- ② **共通仮設費** ～ 工事の施工において、共通的に必要な費用で、機械器具等の運搬費、準備や跡片付けに要する費用の準備費、工事現場の安全対策に要する安全費、品質管理・出来形管理・工程管理に要する技術管理費、現場事務所等の営繕費など
- ③ **現場管理費** ～ 工事監理を実施するために必要な費用で、現場従業員の給料手当、現場労働者の交通費、安全訓練費、現場従業員の法定福利費、下請の一般管理費などである。
- ④ **一般管理費** ～ 工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用で、管理費や営業利益などである。

※「中央公契連」…中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央省官庁等の公共工事発注部局で構成）

【算出式】

【範囲】

予定価格の 75 / 100 から 92 / 100

【計算式】

直接工事費	×	0. 9 7	
共通仮設費	×	0. 9 0	合計額
現場管理費	×	0. 9 0	
一般管理費	×	0. 6 8	

※解体工事の最低制限価格率は 91 / 100 とする。

R 6 . 4 改正版（下線部分を追加）

大和市発注工事の入札における開札後の疑義申立てについて

平成27年7月1日

契約検査課が発注する全ての工事入札案件において、入札の透明性・公平性をより高めるため、開札後に工事費内訳書等（以下「内訳書等」という。）を公開し、入札参加者からの疑義の申立期間を設けています。対応方法については次のとおりです。

1 落札保留について

開札後、疑義申立てにより、落札者が変わる場合がありますので、開札後直ちに落札決定はせず、疑義申立期間中は落札決定を保留します。疑義申立期間を設ける入札は、契約検査課が発注する全ての工事案件とします。

2 周知について

開札後、電子入札システム（以下、「システム」という。）の入札状況一覧に落札保留をした旨と、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札金額のうち一番低い額（税抜き）を明示しますので、ご確認ください。（システムによる周知ができない場合はFAXを送付します。）

3 疑義申立てについて

（1）疑義申立ての対象

内訳書等を確認しないと判明しない事項を対象とします。公告時に公表している金額抜き内訳書等や、質問期間中に確認できた事項については、疑義申立ての対象としません。些細な事でも疑義が生じた場合は質問期間中にご確認ください。

（2）疑義申立期間

落札保留通知の発行から**開札日の翌日**（土曜日、日曜日及び祝祭日並びに年末年始を除く。）の**正午**までとします。

（3）対象者

当該工事案件について、初度入札において入札書を提出した者（以下、「入札参加者」という。）のみとします。

（4）内訳書確認

内訳書等の確認を希望する場合は、契約検査課窓口で入札参加者であることを社員証等により証明したうえで確認ができます。

（5）申立方法

設計内容について、疑義の申立てを行う場合には、別紙「疑義申立書」（様式1）及び申立てを行う者が積算した工事内訳書（市が配布した金額抜き内訳書に入札金額の内訳を記入したもの）を提出して下さい。

4 疑義申立期間終了後の落札決定について

疑義申立てがない場合は、疑義申立期間終了後落札決定をします。

疑義申立てがあった場合、しばらく調査期間を要しますので、入札参加者全員に「疑義申立内容調査のため」とする落札保留通知をシステムにより発行します。この通知から次に当該案件に対する落札決定通知又は入札無効による不調通知がシステムにより発行されるまでの間を「疑義申立内容調査期間」とします。

5 疑義申立てへの対応について

疑義申立者に対しては、「回答」（様式２）をメールにより送信します。

その後、次に示す（１）（２）の運用に基づき落札者決定通知又は入札無効による不調通知を発行します。

（１）設計に誤りがなかった場合

疑義申立者から提出された工事内訳書と市の積算を調査比較して誤りがなかった場合は、落札決定をします。

（２）設計に誤りがあった場合

疑義申立てがあり、調査の結果、設計額に誤りがあることが判明した場合は、次により入札の有効・無効を決定します。

- ① 設計誤りが判明した場合は、入札参加者全員に設計誤りの内容及び入札の効力を連絡します。
- ② 設計額と設計誤りを補正して設計し直した額の差額がわずかで、入札の公平性が損なわれていないことが明らかな場合には、落札候補者である者に変更が生じない限り入札は有効とします。この場合、入札参加者には、設計誤りを補正した額を通知します。また、契約は落札金額で締結し、概ね１ヵ月以内に、設計誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じた額で変更契約を締結します。
- ③ 設計誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とし、改めて入札を執行します。

6 再度公告入札の執行について

（１）設計の見直しについて

設計誤りがあったため無効とした入札の再度公告入札の執行にあつては、設計を見直し、設計内容を一部変更します。

（２）入札執行の方法について

無効とした入札の再度公告入札は、原則として「無効とした入札の参加資格の認定を受け、かつ入札書を提出した者であること」を入札参加資格要件とする条件付一般競争入札とします。なお、この場合の見積期間は、建設業法で認められた範囲で短縮することがあります。

7 その他

入札への疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応によるのでは公正妥当な事後処理とならない場合には、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応するものとします。

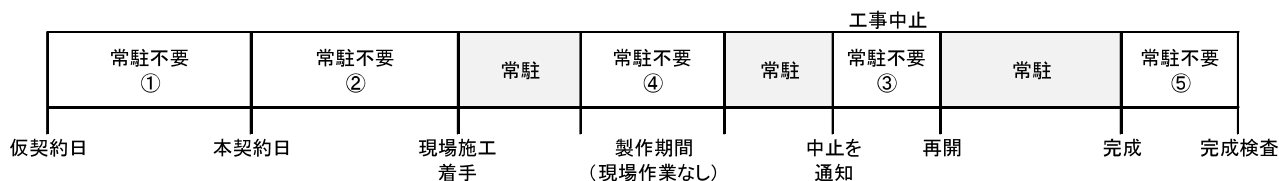
現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領の改正概要について

大和市の現場代理人の常駐義務緩和要件について、見直しを行いましたのでお知らせします。なお、現場代理人は工事現場への常駐が原則であり、要件を満たす場合にのみ常駐義務を緩和するものです。平成31年4月1日から次のとおり取り扱います。

常駐を要しない期間の新設

次の①～⑤の期間は、工事現場への常駐を要しない期間とします。「常駐を要しない」とは、工事現場に滞在する必要がなく、また他工事の兼任ができる期間（連絡員の配置も不要）とします。ただし、事前に受注者から市へ申し出があり、市が認めた場合に限ります。

- ①仮契約締結の日から本契約締結の日までの期間
- ②契約締結後、現場施工に着手する日の前日までの期間
- ③工事を全面的に一時中止している期間
- ④橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ⑤工事現場での作業が完了した日の翌日から完成検査の日までの期間



複数工事の兼任要件

大和市が発注する工事であって、入札公告の参加要件に兼任を認める旨の記載がある案件で、次の①及び②のいずれかに該当する工事は、複数の工事の現場代理人を兼任することができます。

- ①請負金額（税込み）が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）未満の工事
- ②大和市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

現場代理人 1 人につき**原則 2 件の工事の兼任を認めます**が、受注者からの申し出があり、これまでの各工事の施工状況、進捗、管理状況等を総合的に判断して市が問題ないと認めた場合に限り、3 件の工事の兼任を認めます。

複数工事を兼任する場合には、**連絡員を選定**し、工事現場との連絡体制を確実にしておく必要があります。現場代理人が2 件の工事を兼任する場合には連絡員を 1 人、3 件の工事を兼任する場合には連絡員を 2 人選定してください。連絡員は、現場代理人が不在となる工事現場に常駐となりますので、選任にあつては**直接雇用している者であって、建設業法に係る営業所の専任技術者でないこと**が条件となります（資格や経験等を有する必要はありません）。

★夜間工事を含む案件について

夜間工事を含む場合には、原則として入札公告時の参加要件を兼任不可とします。ただし、夜間工事期間が短いなどの案件は、市との協議により兼任を認める場合があります。また、当初昼間工事を予定していた工事が警察等との協議により夜間工事となった場合に、兼任配置を解除する場合がありますので、現場代理人の兼任にあたってはご注意ください。

★兼任が認められない場合

次の①又は②に該当する場合は、兼任配置は認められませんのでご注意ください。

- ①前年度及び当該年度中に完成した工事で、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であった受注者
- ②現施工中の工事の管理体制が良好でないなど兼任が適当でない受注者

工事を兼任する場合の手続きについて

兼任にあたっては、「現場代理人兼任届」の提出が必要となります。工事現場が同一となる複数の工事を兼任する場合には、連絡員の選定を不要としますが、いずれの場合でも「現場代理人等兼任届」の提出は、兼任する工事件数分の部数必要となります。今回の見直しに伴い、届出様式が変更となりましたのでご注意ください。

★提出書類

＜2件工事を兼任する場合＞ ※①～③を**2部**（同一現場の工事を兼任する場合は①のみ）

- ①様式第1号 現場代理人兼任届（2件兼任用）
- ②連絡員の経歴書
- ③連絡員の雇用関係を証明できる書類

＜3件工事を兼任する場合＞ ※①～③を**3部**（同一現場の工事を兼任する場合は①のみ）

- ①様式第1号 現場代理人兼任届（3件兼任用）
- ②連絡員2人分の経歴書
- ③連絡員2人分の雇用関係を証明できる書類

注意事項

- ・常駐を要しない期間においても、現場代理人は常に監督員と連絡が取れる体制としておくこと。
- ・特別な事情がない限り現場代理人の変更は認めませんが、連絡員の変更は可能です（複数工事の連絡員にはなれません。）。変更する場合は、現場代理人等兼任変更届の提出が必要です。
- ・兼任する複数の工事のうち、完成検査に合格した工事がある場合は、自動的に当該工事の兼任を解除したものとします。
- ・当初兼任配置を認めた工事であっても、工事の施工・管理状況、夜間工事期間等により兼任を解除し、各工事に現場代理人を専任で配置するよう求める場合があります。この場合には、速やかに現場代理人等変更届を提出してください。

大和市建設工事における監理技術者等の専任義務の緩和措置について

これまでも、一定の要件を満たす監理技術者補佐を現場配置することにより、監理技術者の兼任は可能でしたが（特例監理技術者）、建設業法の改正に伴い、特例監理技術者等が新たに「専任特例１号」と「専任特例２号」に区分され、令和６年１２月１３日に改正法が施行されました。

これらの緩和を受けるための要件については、建設業法、同施行令、規則等で規定されていますが、複雑であることから「大和市建設工事における監理技術者等の専任義務の緩和措置に係る取扱要領」を定めました。内容は以下のとおりです。

１ 専任緩和を受けるための要件

専任特例１号（法第２６条第３項第１号）

次のア～クのすべての要件を満たすこと。

- ア 各工事の契約金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。
- イ 工事現場間の距離が１日で巡回可能でありかつ、移動時間が概ね片道２時間以内であること。
- ウ 下請次数が３を超えていないこと。
- エ 当該建設工事に置かれる技術者との連絡員を各工事現場に配置すること。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する１年以上の実務経験者とする。
- オ 情報通信技術について、現場作業員の入退場を遠隔から確認できるシステム（CCUS 又は CCUS と API 連携したものが望ましい）を導入していること。
- カ 国土交通省が参考様式で示している人員配置計画書（別紙一１）を作成し、工事現場ごとに備え置き、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから５年間営業所で保存していること。
- キ 当該工事現場以外の場所から、現場の状況を確認するために必要な映像及び、音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）の活用が可能なこと。
- ク 兼任する工事の数が２を超えないこと。

専任特例２号（法第２６条第３項第２号）

次のア・イのすべての要件を満たすこと。

- ア 兼任する工事現場ごとに、監理技術者を補佐する者を専任で置くこと。
- イ 兼任する工事の数が２を超えないこと。

なお、上記アに掲げる、監理技術者を補佐する者の要件は、以下のすべてを満たす必要があります。

- (1)主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種目に限る）若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- (2)公告日において入札参加者と直接的かつ恒常的な３月以上の雇用関係にあること。

2 手続および提出書類

以下の書類の提出および、手続が必要になります。

専任特例 1 号

- (1)競争参加資格確認申請期間中（事後審査の入札案件は落札候補者となった際）に速やかに、当該希望を発注者（大和市）に伝え、「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」に併せ、「特例監理技術者配置予定調書（専任特例 1 号）」（別紙一 2 ①）を提出してください。
- (2)兼務する 2 件の工事の難易度や、繁忙期等を含めた審査を市が行い、兼務の可否について落札候補者に伝えます。
- (3)特例監理技術者の配置が認められた場合は、契約締結時に「工事現場代理人等選任届（特例監理技術者配置用）」（別紙一 3）を兼務する工事それぞれ 1 部ずつ作成し、提出してください。
また、「特例監理技術者兼任配置届（専任特例 1 号）」（別紙一 4 ①）についても 2 部作成し提出してください。
- (4)落札決定後、速やかに国土交通省が参考様式で示している「人員配置計画書」（別紙一 1）により従事中の工事及び落札決定された工事の 2 件について同計画書を作成し、工事現場ごとに備え置いてください。なお、計画書は本市監督員により、必要に応じ提示を求める場合があります。

専任特例 2 号

- (1)競争参加資格確認申請期間中（事後審査の入札案件は落札候補者となった際）に速やかに、当該希望を発注者（大和市）に伝え、「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」に併せ、「特例監理技術者配置予定調書（専任特例 2 号）」（別紙一 2 ②）を提出してください。
- (2)兼務する 2 件の工事の難易度や、繁忙期等を含めた審査を市が行い、兼務の可否について落札候補者に伝えてください。
- (3)特例監理技術者の配置を認められた場合は、契約締結時に「工事現場代理人等選任届（特例監理技術者配置用）」（別紙一 3）を兼務する工事それぞれ 1 部ずつ作成し、提出してください。また、「特例監理技術者兼任配置届（専任特例 2 号）」（別紙一 4 ②）についても 2 部作成し提出してください。

3 留意事項等

- (1) 特例監理技術者は施工における主要な施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行してください。また、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることが無いよう、一層配慮してください。
- (2) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制としてください。
- (3) 監理技術者補佐が担う業務等について明確にしてください。
- (4) 特例監理技術者は、現場代理人との兼務はできません。
- (5) 施工管理体制が不十分と判断した場合は、市は兼任配置を解除します。

大和市建設工事における営業所技術者等の専任義務の緩和措置について

令和 6 年 12 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）の改正に伴い、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）の専任義務の緩和を実施します。

これらの緩和を受けるための要件については、建設業法、同施行令、規則等で規定されていますが、複雑であることから「大和市建設工事における営業所技術者等の専任義務の緩和措置に係る取扱要領」を定めました。内容は以下のとおりです。

1 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の要件

営業所技術者等は、建設業法第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、建設業の許可の要件として、専任の配置が求められていますが、本法令改正により以下の全ての要件に適合する場合、営業所技術者と 1 件の専任を要する工事現場を兼任することができます（法第 26 条の 5）。

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (2) 「大和市建設工事における監理技術者等の専任義務の緩和措置に係る取扱要領」の専任特例 1 号による監理技術者等の専任義務緩和要件ア～キを満たしていること。なお、要件イについては「工事現場間」とあるのは「営業所と工事現場間」と読み替える。
- (3) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2 手続および提出書類

- (1) 競争参加資格確認申請期間中（事後審査の入札案件は落札候補となった際に）速やかに、当該希望を発注者（大和市）に伝え、「現場代理人、監理・主任技術者配置予定調書」に併せて、「営業所技術者兼任配置予定調書」（別紙一 1）を提出してください。
- (2) 落札決定後、速やかに国土交通省が参考様式で示している「人員の配置を示す計画書」（別紙一 2）により、従事する工事について同計画書を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員により、必要に応じ提示を求める場合があります。
- (3) 契約締結時に「工事現場代理人等選任届」に併せて、「監理技術者等兼任配置届出書（営業所技術者等）」（別紙一 3）を提出してください。

3 留意事項等

- (1) 受注者は、安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることが無いよう、より一層配慮してください。
- (2) 施工管理体制が不十分と判断した場合は、市は兼任配置を解除します。